



交流館では、みんなが交流し、つながり合うことを目的としてさまざまな講座を行っています。

住民票や戸籍の不正取得による犯罪被害から 私と大切な人を守るために

司法書士や行政書士などの国家資格を持つ人は、職務上必要に応じて他人の住民票や戸籍をとることができます。

しかしこの制度を悪用し、調査会社や探偵から依頼されて不正に取得されたそれらの個人情報、ストーカーやDV、性犯罪、脅迫、振込詐欺、カード偽造、悪質訪問販売などの犯罪や身元調査などに利用される事件が相次いで起きています。

1976年戸籍法が改正され、1985年に戸籍の公開制限がされるまでは、戸籍は誰でも取ることができ、就職や結婚の際の身元調査などにも悪用されていました。

身元調査の規制や個人情報の保護の強化に関する法律は、これまで整備されてきましたが、会社の顧客情報や会員名簿などもさまざまな犯罪へ転用・売買され続けています。

福山市には、個人の人権が侵害されることを防止・抑制するために、代理人や第三者へ住民票や戸籍を交付したとき、事前に登録した人にそのことを知らせることで不正取得の抑制につなげる制度があります。

この「登録型本人通知制度」は、本庁市民課、各支所市民サービス課窓口で、本人確認書類(免許証やパスポートなど)を持っていくことで、同居の家族分まで登録することができます。

新年度をむかえ新しい生活が始まります。
これを機に登録をおねがいします。



*スマートフォンなどを使って申請できます。詳しくは裏面をご覧ください。

— みんなで見守る、こどもの未来 人権尊重の社会をめざして —

子育て交流事業

にんじんばたけ

～フリースペース～

☆ 日時 5月19日(火)

★ 時間 10:00 ~ 11:30

★ 場所 加茂交流館

★ 予約は不要です ☆ 対象 0歳～4歳くらい



地域交流事業

福山 おもちゃびょういん・かも

こわれたおもちゃを治します！

★ 日時 5月23日(土)

★ 時間 9:30 ~ 11:00

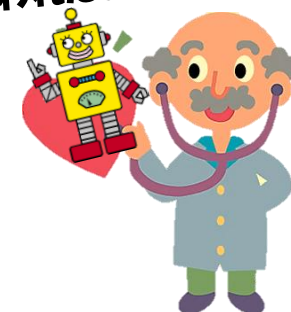
★ 場所 加茂交流館

★ 予約は不要です

※治療費は無料です

※診察の結果、治療できないおもちゃもあります

※部品交換など必要な場合は実費負担となります



また
あそんでね！

5月3日は、「憲法記念日」です

～憲法と法律ってどう違うの？～



たとえば、車で時速 50 キロをこえて走ってはいけない道を、時速 80 キロで走っていたら、警察にスピード違反で捕まっちゃいますよね。これは、道路交通法という法律に違反しているから捕まったんです。

日本にはこのほかにも、いろんな法律があります。そして、この法律をつくるのは、国会議員の仕事です。でも、国会議員の人たちが、自分たちの好きなように法律をつくることはできません。法律の上に、法律より強いものがあるからです。

この法律の上であって、法律より強いものが「憲法」です。つまり、憲法は日本で最強のルールということなんです。私たちすべての国民が安心して暮らせるよう政府に「守りなさいよ！」とかかわしている約束です。

民法や商法をはじめとした法律は、だれかが主張した権利や自由が、他のだれかの権利や自由を奪うようなことが起きてしまったときに、それを調整し、時に強制力をもって制止するための「手段」として、国家や法律が日本国民に「こんなことをしてはいけません！」と、制約を課しています。決して、国家が国家の利益のために、ましてや一部の政治家や企業のために法律があるわけではありません。

そして、憲法は、「国や国を動かしている権力者が、自分たちに都合がいい法律をつくって、国民が困るようなことをしてはいけません！」と決めているルールのことなんです。法律と憲法とでは、「守りなさい！」と言っているほうと「守ります」と約束しているほうが逆になるんです。

法律で決められた約束を守らなくちゃいけないのは、国民に対してです。でも憲法で決められた約束を守らなくちゃならないのは、国や政府なんです。

なぜなら日本では、あなたをふくめた国民が主人公だと決まっていますからです。このことをちょっと難しく言うと「国民主権」といいます。すべての国民が大切にされ安心して暮らせることが第一なんです。

憲法と法律は「守りなさい！」と言っている方向が違いますと言いましたが、どちらも究極は「個人の基本的な人権を確保するために」という価値を実現するためのものであるということです。

私たちの憲法について少し考えてみませんか。



か も こうりゅうかん

加茂交流館では、

せいかつじょう

生活上のさまざまな相談に応じています。

しごと しゅうしょく せいかつ がっこう ふくしせいど じんけんしんがい
仕事や就職、生活や学校、福祉制度や人権侵害など

せいかつ こま そうだん おう
生活のなかでの困りごとの相談に応じています。



住民票などの個人情報の不正取得から守るために、
第三者が申請した場合、登録者にお知らせしています。
*「登録型本人通知制度」が、福山市ホームページの
「福山市電子申請サービス」から手続きしていただけます。
*スマートフォンなどをお持ちの方は、右の二次元コード
を読み込むことで手続きが行えます。(対応機種のみ)



右の二次元コードをスマートフォンなどで
読み取ると、加茂交流館の施設や事業・
講座などを確認していただけます。

